

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成28年 2 月 10 日

水 曜 日

第 4016 号

## 目 次

### 告 示

- 道路の区域変更 1
- 道路の供用開始 2
- 指定障害福祉サービス事業者の指定 3
- 自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称

### 公安委員会告示

- 富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正 4

### 公 告

- 県営土地改良事業の工事の完了 19
- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施
- 富山県立中央病院電子カルテシステム端末等機器整備業務委託に係る一般競争入札の実施 22

## 告 示

### 富山県告示第64号

#### 道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 2 月 10 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年 2 月 10 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 古鹿熊滑川線	滑川市加島町 202番から 滑川市加島町 208番まで	変更前		最大 9.0 最小 8.5	92.0	新川土木 センター

		変更後	最大 9.2 最小 8.9	92.0	
県道 入善朝日線	下新川郡朝日町元屋敷字大和倉1998番1から 下新川郡朝日町元屋敷字大和倉1951番1まで	変更前	最大 16.2 最小 7.2	130.0	新川土木 センター 入善土木 事務所
		変更後	最大 21.1 最小 14.0	130.0	
国道 472号	富山市八尾町正間字川原谷 540番から 富山市八尾町正間字川原谷 544番まで	変更前	最大 29.1 最小 20.4	29.6	富山土木 センター
		変更後	最大 29.1 最小 23.8	29.6	

## 富山県告示第65号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月10日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年2月10日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 古鹿熊滑川線	滑川市加島町 202番から 滑川市加島町 208番まで	平成28年2月10日	新川土木 センター
県道 入善朝日線	下新川郡朝日町元屋敷字大和倉1998番1 から 下新川郡朝日町元屋敷字大和倉1951番1 まで	平成28年2月10日	新川土木 センター 入善土木 事務所

国道 472号	富山市八尾町正間字川原谷 540番から 富山市八尾町正間字川原谷 544番まで	平成28年2月10日	富山土木 センター
------------	--	------------	--------------

## 富山県告示第66号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成28年2月10日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労継続支援B型	平成28年2月1日	1611900349	株式会社タカギコーポレーション	富山市犬島新町一丁目6番地386	ジョブステーションさくら北部事業所	射水市足洗新町一丁目38

## 富山県告示第67号

自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称について

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条及び第118条の規定により、自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり定めたので告示する。

平成28年2月10日

富山県知事 石 井 隆 一

募集種目	試験期日	試験場の名称	試験場の位置
自衛官候補生 (男子)	平成28年2月11日 (木)	陸上自衛隊 金沢駐屯地	石川県金沢市野田町1 － 8

## 富山県公安委員会告示第19号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について

富山県公安委員会が行う交通規制について（昭和46年富山県公安委員会告示第125号）の一部を次のように改正し、平成28年2月12日から施行する。

平成28年2月10日

富山県公安委員会

委員長 綿 貫 勝 介

## 別表第1(1) 通行禁止

富山市の項第6、56号を次のように改める。

6	県道蓮町新庄線 市道蓮町森1号線 市道蓮町森2号線	富山市蓮町二丁目1-40 蓮町駅前から 蓮町四丁目3-20 富山北部高校前まで	780	7~19	大型等 (マイクロ及び路線バスを除く)	
56	市道西宮中田線	富山市岩瀬御蔵町225 東岩瀬駅前から 同 岩瀬赤田町793先まで	300	終日	大型等 (マイクロを除く)	

小矢部市の項第16号を次のように改める。

16	市道	小矢部市埴生2600-263 倉庫前から 同 埴生2600-263 あいの風とやま鉄道線ガードまで	50	終日	車両(軽車両を除く)	
----	----	--	----	----	------------	--

## 別表第1(2) 踏切道の通行禁止

北陸本線朝日町の項各号を次のように改める。

あいの風とやま鉄道線 朝日町	1	町道宮崎28号線	朝日町境653 竹屋踏切	16	終日	大型等	
	2	町道平柳停車場線	朝日町平柳258-1 平柳踏切	16	終日	自動車 (二輪の自動車・小型特殊自動車を除く)	
	3	町道宮崎小学校線	朝日町宮崎1137-1 上木谷林道踏切	10.1	終日	大型等	

4	町道横尾元屋敷線	朝日町元屋敷1706 第6北陸街道路踏切	14.7	終日	大型等	
5	町道沼保中学校線	朝日町沼保1483 沼保踏切	10	終日	大型等	

北陸本線入善町の項各号を次のように改める。

あいの風とやま鉄道線 入善町	1	町道田ノ又縦1号線	入善町田ノ又 288 坂東踏切	16	終日	自動車 (二輪の 自動車・ 小型特殊 自動車を 除く)	
	2	町道柵山4号線	入善町柵山 987 三角場踏切	16	終日	自動車 (二輪の 自動車・ 小型特殊 自動車を 除く)	
	3		削 除				
	4	町道上野17号線	入善町下上野 12011-1 金沢踏切	16	終日	自動車 (二輪の 自動車・ 小型特殊 自動車を 除く)	
	5	町道	入善町下上野 995 下上野踏切	16	終日	自動車 (二輪の 自動車・ 小型特殊 自動車を 除く)	
	6	町道道市11号線	入善町道市 330 道市踏切	16	終日	自動車 (二輪の 自動車・ 小型特殊 自動車及 び軽車両 を除く)	
	7	町道	入善町木ノ根 876-2 大島踏切	16	終日	自動車 (二輪の 自動車・ 小型特殊 自動車を 除く)	

8	町道春日荒又線	入善町田ノ又71 田ノ又踏切	16	終日	大型等	
---	---------	-------------------	----	----	-----	--

北陸本線黒部市の項各号を次のように改める。

あいの風とやま鉄道線 黒部市	1	市道北野飯沢線	黒部市飯沢 381 飯沢踏切	16	終日	大型等	
	2	市道	黒部市栲沢 143-1 栲沢踏切	16	終日	自動車 (二輪の自動車・ 小型特殊 自動車を 除く)	
	3	農道	黒部市堀切1415 第2立野踏切	16	終日	自動車 (二輪の自動車・ 小型特殊 自動車及 び軽自動 車を除く)	
	4	市道	黒部市堀切1603-4 第1立野踏切	16	終日	大型等	
	5	市道	黒部市牧野 938 牧野踏切	16	終日	大型等	

北陸本線魚津市の項各号を次のように改める。

あいの風とやま鉄道線 魚津市	1	市道浜経田江口13号線	魚津市持光寺 407-1 持光寺踏切	16	終日	大型等	
	2	市道青島1号線	魚津市青島 158-5 第1青島踏切	20	終日	自動車 (二輪の自動車・ 小型特殊 自動車を 除く)	
	3	市道北中1号線	魚津市北中9-1 中学校踏切	20	終日	自動車 (二輪の自動車・ 小型特殊 自動車を 除く)	

4	市道岡経田立石線	魚津市岡経田1412-1 経田踏切	10.1	終日	大型貨物等	
5	市道北中江口線	魚津市仏又 355 第2青島踏切	15.7	終日	大型貨物等	

北陸本線滑川市の項各号を次のように改める。

あいの風とやま鉄道線 滑川市	1	市道	滑川市追分3077 西川踏切	26	終日	自動車 (二輪の自動車・ 小型特殊自動車及 び軽自動車を除く)	
	2	市道四ツ屋浜四ツ屋線	滑川市四ツ屋67 第1四ツ屋踏切	20	終日	自動車 (二輪の自動車・ 小型特殊自動車及 び軽自動車を除く)	
	3	市道坪川田国道線	滑川市坪川 436-2 第2坪川踏切	26	終日	自動車 (二輪の自動車・ 小型特殊自動車及 び軽自動車を除く)	
	4	市道	滑川市坪川 600 第1坪川踏切	26	終日	大型等	
	5		削 除				
	6	市道江尻魚躬線	滑川市魚躬69-1 魚躬踏切	16	終日	大型等	
	7	市道四ツ屋追分線	滑川市四ツ屋 296 第2四ツ屋踏切	16.4	終日	大型等	
	8	県道辻滑川線	滑川市加島町26-2 第2五百石街道踏切	19.7	終日	大型等	

9	県道栗山追分線	滑川市追分3116 追分踏切	16.6	終日	大型等 (農耕作業用自動車を除く)	
---	---------	-------------------	------	----	----------------------	--

北陸本線富山市の項各号を次のように改める。

あいの風とやま鉄道線 富山市	1	市道狐塚朝日町線	富山市水橋狐塚46-7 狐塚踏切	16	終日	大型等	
	2	市道	富山市浜黒崎1125 幕田踏切	16	終日	自動車 (二輪の自動車・ 小型特殊自動車及 び軽自動車を除く)	
	3	市道	富山市針日77 針日踏切	16	終日	自動車 (二輪の自動車・ 小型特殊自動車及 び軽自動車を除く)	
	4	市道米田新屋線	富山市水落46 水落踏切	16	終日	大型等	
	5	市道米田新屋線	富山市水落 119-51 笹塚踏切	16	終日	自動車 (二輪の自動車・ 小型特殊自動車及 び軽自動車を除く)	
	6	市道	富山市稲荷元町三丁目11-36 稲荷踏切	40	終日	大型等	
	7	市道悪地野田線	富山市浜黒崎1350 悪地野踏切	16	終日	大型等	
	8	市道米田水落線	富山市米田16-2 米田踏切	16	終日	大型等	
	9	市道	富山市田刈屋 383 四方街道踏切	20	終日	大型等	

10		削 除				
11	市道	富山市北代（北代3区）3821-10 1号線踏切	16	終日	大型等	
12	市道	富山市北代 238-11 3号線踏切	16	終日	自動車 （二輪の 自動車・ 小型特殊 自動車を 除く）	
13	市道	富山市野口南部 190 江向踏切	16	終日	自動車 （二輪の 自動車・ 小型特殊 自動車を 除く）	
14		削 除				
15	市道	富山市願海寺 257-2 第2願海寺踏切	16	終日	自動車 （二輪の 自動車・ 小型特殊 自動車を 除く）	
16	市道	富山市願海寺 761 館本踏切	16	終日	自動車 （二輪の 自動車・ 小型特殊 自動車を 除く）	
17	市道	富山市願海寺86 土福踏切	16	終日	車両	
18	市道	富山市西二俣 648 二俣踏切	16	終日	自動車 （二輪の 自動車・ 小型特殊 自動車を 除く）	
19	市道	富山市西二俣 780 桑原踏切	16	終日	自動車 （二輪の 自動車・ 小型特殊 自動車を 除く）	
20		削 除				

21	一般国道 415号	富山市田畑 753 第 2 東岩瀬街道踏切	14	終日	大型等 (路線バ ス・マイ クロバス を除く)	
22	県道浜黒崎 田中線	富山市浜黒崎1290 中井踏切	16	終日	大型等 (マイク ロバスを 除く)	
23	市道野口 1 号線	富山市野口南部35 野口踏切	16	終日	大型等	
24	市道北代12 号線	富山市北代 258-11 2号線踏切	10.5	終日	大型等	

北陸本線射水市の項各号を次のように改める。

あいの 風とや ま鉄道 線 射水市	1	市道	射水市手崎 211-2 手崎踏切	16	終日	自動車 (二輪の 自動車・ 小型特殊 自動車を 除く)	
	2	市道	射水市戸破 884-24 黒川道踏切	16	終日	自動車 (二輪の 自動車・ 小型特殊 自動車を 除く)	
	3	市道	射水市手崎1363 手崎農道踏切	16	終日	自動車 (二輪の 自動車・ 小型特殊 自動車を 除く)	
	4	市道	射水市三ヶ1453-8 第 2 小杉農道踏切	20	終日	自動車 (二輪の 自動車・ 小型特殊 自動車を 除く)	
	5	市道	射水市三ヶ1588-6 第 1 小杉農道踏切	16	終日	自動車 (二輪の 自動車・ 小型特殊 自動車を 除く)	
	6	県道小杉大 門線	射水市三ヶ1617 水上踏切	14.7	終日	大型貨物 等	

7	農道	射水市戸破 767-1 戸破踏切	16	終日	大型等	
8	市道	射水市北野（西園）1260-6 北野踏切	16	終日	大型等	
9	市道	射水市赤井 440-3 赤井踏切	16	終日	大型等	

北陸本線高岡市の項各号を次のように改める。

あいの 風とや ま鉄道 線 高岡市	1		削 除			
	2		削 除			
	3	市道西高岡 駅南線	高岡市立野（高池町）285-1 西中保踏切	16	終日	大型等
	4		削 除			
	5	市道大野第 5号線	高岡市高陵町9-36 前田踏切	16	終日	大型等
	6	市道城東1 丁目大野線	高岡市大野 220-1 第2下関踏切	16	終日	大型等
	7	市道	高岡市福岡町大滝1435-2 第3大滝踏切	16	終日	自動車 （二輪の 自動車・ 小型特殊 自動車を 除く）
	8		削 除			

9	市道本領柳川線	高岡市福岡町本領 265 木舟踏切	16	終日	自動車 (二輪の 自動車・ 小型特殊 自動車を 除く)	
---	---------	----------------------	----	----	--	--

地鉄本線黒部市の項第13、15、22、27、34、36号を次のように改める。

13	農道	黒部市若栗 辻倉踏切	16	終日	車両 (小 型特殊自 動車を除 く)	
15	農道	黒部市荻生3713 長田踏切	16	終日	自動車 (二輪の 自動車・ 小型特殊 自動車を 除く)	
22	市道下立19 号線	黒部市宇奈月町下立2699 青岩第1踏切	16	終日	自動車 (二輪の 自動車・ 小型特殊 自動車を 除く)	
27	市道内山11 号線	黒部市宇奈月町内山 981 テレビ道路踏切	16	終日	車両 (小 型特殊自 動車を除 く)	
34	市道浦山 2 号線	黒部市宇奈月町浦山 391 若宮踏切	16	終日	自動車 (二輪の 自動車・ 小型特殊 自動車を 除く)	
36	市道浦山 8 号線	黒部市宇奈月町浦山1660 氷解踏切	16	終日	自動車 (二輪の 自動車・ 小型特殊 自動車を 除く)	

地鉄本線滑川市の項第 1 号を次のように改める。

1		削 除				
---	--	-----	--	--	--	--

立山線立山町の項第12、13、14号を次のように改める。

12	農道	中新川郡立山町浦田1152-4 高野川踏切	16	終日	自動車 (二輪の 自動車・ 小型特殊 自動車を 除く)	
----	----	--------------------------	----	----	--	--

13	農道	中新川郡立山町浦田1161 第1浦田踏切	16	終日	自動車 (二輪の 自動車・ 小型特殊 自動車を 除く)	
14	農道	中新川郡立山町前沢21 上割踏切	16	終日	自動車 (二輪の 自動車・ 小型特殊 自動車を 除く)	

## 別表第1(3) 一方通行

魚津市の項第40、41、73号を次のように改める。

40	魚津市積迦堂一丁目13-5鶴田第1ビル前から同市積迦堂一丁目13-1大島ビル前、同市積迦堂一丁目1-1魚津警察署駅前交番前を経て、同市積迦堂一丁目1-1魚津駅正面前までに至る市道は、同順路の進行方向の一方通行とする。	100	終日	車両	
41	魚津市積迦堂一丁目1-1魚津駅正面前から同市積迦堂一丁目4-22先、同市積迦堂一丁目2-3先を経て、同市積迦堂一丁目2-25先までに至る市道は、同順路の進行方向の一方通行とする。	100	終日	車両(軽 車両を除 く)	
73	魚津市本新町31魚津駅西広場北側入口から同所南側出口までに至る市道(ロータリー)は、同順路の進行方向の一方通行とする。	150	終日	自動車・ 原付	

滑川市の項第11号を次のように改める。

11	滑川市辰野 151先から滑川駅前を経て同市辰野 160先までに至る滑川駅前広場は、同順路の進行方向の一方通行とする。	170	終日	車両(軽 車両を除 く)	
----	--	-----	----	--------------------	--

富山市の項第 154、185、190、192、240、278号を次のように改める。

154	富山市桜町一丁目4-19A・Nビル前から同市桜町一丁目4-9東横イン東角までに至る市道区画街路第2601号線は、同順路の進行方向の一方通行とする。	93	終日	自動車・ 原付	
185	富山市牛島町24富山駅北口西広場東側入口から同所西側出口までに至る市道(ロータリー)は、同順路の進行方向の一方通行とする。	80	終日	自動車・ 原付	

190	富山市鍋田 2-45 先から同市下富居二丁目 8-36 先までに至る県道並町新庄線の下富居第 1 地下道は、同順路の進行方向の一方通行とする。	400	終日	車両（軽車両を除く）	
192	富山市千歳町一丁目 1-37 テクノパーク 24 月極駐車場南東角から同市赤江町 7-14 先交差点までに至る市道区画街路第 503 号線は、同順路の進行方向の一方通行とする。	190	終日	自動車・原付	
240	富山市牛島町 24 富山駅北口東広場東側入口から同所西側出口に至る市道（ロータリー）は、同順路の進行方向の一方通行とする。	100	終日	自動車・原付	
278	富山市八尾町今町 1684 先から同町東町 2161 先、同町東町 2213 富山第一銀行八尾支店前及び同町西町 2232 先を経て同町今町 1684 先までに至る国道 472 号及び市道は、同順路の進行方向の一方通行とする。	990	終日	自動車・原付	

射水市の項第 10 号を次のように改める。

10	射水市三ヶ 3971-1 松原旅館北西角交差点から小杉駅正面口を経て、同市三ヶ 4044-1 富山呉西トラベル小杉営業所北東角までに至る市道小杉停車場線駅前ロータリーは、同順路の進行方向の一方通行とする。	100	終日	車両（軽車両を除く）	
----	--	-----	----	------------	--

高岡市の項第 192 号を次のように改める。

192	削 除				
-----	-----	--	--	--	--

小矢部市の項第 4 号を次のように改める。

4	市道石動駅前線の小矢部市石動町 12-20 小矢部交通横から石動駅舎前を経て同市石動町 10-30 JA いなば本店横までに至る石動駅前広場は、同順路の進行方向の一方通行とする。	100	終日	車両（軽車両を除く）	
---	---	-----	----	------------	--

## 別表第 2 歩行者の横断の禁止

小矢部市の項第 1 号を次のように改める。

1	市道石動駅前線	小矢部市石動 11-10 石動駅前広場入口から同 石動 10-30 JA いなば本店前まで	50	終日		
---	---------	---	----	----	--	--

## 別表第 3 追越しのための右側部分はみだし通行の禁止

富山市の項第 36 号を次のように改める。

36	市道富山駅北線	富山市奥田新町 1-23 奥田新町交差点から 同 下新北町 4-12 千代田町交差点まで	1,400	終日		
----	---------	---	-------	----	--	--

## 別表第 5 最高速度の指定

富山市の項第 66、67、104、138、820 号を次のように改める。

66	市道東岩瀬停車場線 市道荒木町線	富山市岩瀬御蔵町 225 東岩瀬駅前から 同 海岸通(岩瀬新川町 2 区) 336 樹園公園前まで	450	終日	30	
67	市道西宮中田線	富山市岩瀬御蔵町 225 東岩瀬駅前から 同 住友町 22-21 岩瀬スポーツ公園前交差点 まで	1,150	終日	30	
104	県道蓮町新庄線 市道蓮町森 1 号線 市道蓮町森 2 号線	富山市蓮町二丁目 1-40 蓮町駅前から 同 蓮町四丁目 3-20 富山北部高校前まで	780	終日	20	
138	県道水橋停車場水橋小路線	富山市水橋伊勢屋 676 水橋駅前から 同 水橋伊勢屋 381 先まで	300	終日	30	
820	市道	富山市呉羽町 1669 呉羽駅前から 同 呉羽町 2417-8 先まで	800	終日	30	

高岡市の項第 408 号を次のように改める。

408	県道福岡停車場線 市道駅前線	高岡市福岡町下叢 321 福岡駅前から 同 福岡町福岡 1086 中央通交差点まで	260	終日	30	
-----	-------------------	--	-----	----	----	--

南砺市の項第 101、187 号を次のように改める。

101	県道金沢井波線	南砺市安清 3156 安清交差点から 同 五領島 3881 五領島交差点まで	3,190	終日	40	
187	県道金沢井波線	南砺市福光一日市 230 株福光工業前交差点から 同 安清 3156 安清交差点まで	3,710	終日	50	

## 別表第 7 車両の停車及び駐車の禁止

小矢部市の項第 2 号を次のように改める。

2	市道石動駅前線	小矢部市石動町11-10 石動駅前広場入口から 同 石動町10-30 JA いなば本店前まで	50	終日		
---	---------	---	----	----	--	--

## 別表第 8(1) 車両の駐車の禁止

魚津市の項第 39 号を次のように改める。

39	県道魚津停車場線 市道魚津駅前新金屋線 都市計画道路 110 号線	魚津市本江1462 ウスイ薬局前から 同 釈迦堂一丁目 1-1 魚津駅前広場を経て 同 北鬼江一丁目 1-105 リコージャパン(株)魚津事業所先まで	1,750	終日		
----	---	--	-------	----	--	--

滑川市の項第 11、35 号を次のように改める。

11	滑川駅前広場	滑川市辰野 547 滑川駅前広場入口から 滑川駅を経て 同 辰野 547 滑川駅前広場出口までに至る線に囲まれた場所。ただし、駐車場として区画された部分を除く。	170	終日		
35	滑川駅前区画13号線	滑川市辰野 134 滑川市駅前団地 2 号館横から 同 辰野 555 滑川駅前広場東側まで	320	終日		

富山市の項第 22、24、43、44、281、380、410、513、528、605、606、607、608 号を次のように改める。

22	市道岩瀬停車場荒木町線	富山市岩瀬御蔵町 225 東岩瀬駅前から 同 海岸通(岩瀬新川町 2 区) 336 樹園公園前まで	450	終日		
24	市道水橋駅前線	富山市水橋伊勢屋 676-1 水橋駅から 同 水橋辻ケ堂1275-114 先まで	150	終日		
43	県道蓮町新庄線 市道蓮町森 1 号線 市道蓮町森 2 号線	富山市蓮町二丁目 1-40 蓮町駅から 同 蓮町四丁目 3-20 富山北部高校前まで	780	終日		

44	市道西宮中 田線	富山市岩瀬御蔵町 225 東岩瀬駅前から 同 住友町22-21 岩瀬スポーツ公園前交差点 まで	1,000	終日		
281	県道水橋停 車場水橋小 路線	富山市水橋伊勢屋 822 水橋駅前から 同 水橋伊勢屋 381先まで	300	終日		
380	市道区画街 路 第 205号線 第 209号線 第 211号線 第 212号線 第 401号線 から 第 410号線 まで 市道富山駅 北線	富山市牛島町 2-10 牛島町(西)交差点 同 牛島町24-2 富山市富山駅北駐車場 同 牛島新町11-7 第 2 牛島架道橋 同 牛島新町 4-5 牛島新町交差点 を結ぶあいの風とやま鉄道線 及び道路に囲まれた地域内の 各道路	2,400	終日		
410	市道富山駅 南北線	富山市明輪町 1-227 富山駅新幹線高架下駐車場 南東角から 同 宝町一丁目 1-10 宝町一丁目交差点まで	92	終日		
513	市道	富山市湊入船町 7-12先から 同 湊入船町 8-6 J R 西日本社員住宅西角ま で	100	終日		
528	富山駅前北 口東広場	富山市牛島町24 富山駅前北口東広場ロータ リー入口から 同 牛島町24 富山駅前北口東広場ロータ リー出口まで	100	終日	バス・タ クシーを 除く	
605	富山駅前北 口西広場	富山市牛島町24 富山駅前北口西広場ロータ リー入口から 同 牛島町24 富山駅前北口西広場ロータ リー北東側まで	26	終日	荷捌き場 内の作業 車を除く	
606	富山駅前北 口西広場	富山市牛島町24 富山駅前北口西広場ロータ リー東側	15	20~9 (3月1 日から11 月30日ま での間)		
607	富山駅前北 口西広場	富山市牛島町24 富山駅前北口西広場ロータ リー東側	15	終日 (12月1 日から翌 年2月末 日までの 間)	柵内のバ ス・タク シーを除 く	
608	富山駅前北 口西広場	富山市牛島町24 富山駅前北口西広場ロータ リー東側から 同 牛島町24 富山駅前北口西広場ロータ リー出口まで	70	終日	柵内のバ ス・タク シーを除 く	

射水市の項第 7、35号を次のように改める。

7	市道	射水市三ヶ4156-2 小杉駅前から 同 三ヶ 981 白銀町交差点まで	450	終日		
35	市道	射水市三ヶ4129-2 小杉駅南口広場ロータリー 入口から 同 三ヶ4129-2 小杉駅南口広場ロータリー 出口まで	150	終日	バス・タ クシーを 除く	

高岡市の項第 9、228、239、246、260号を次のように改める。

9	県道高岡砺 波線	高岡市柴野内島 846 西高岡駅口交差点から 同 立野 319 西高岡駅前まで	700	終日		
228	市道笹川立 野 1 号線	高岡市笹川5064 ローソン高岡笹川店横から 同 立野 319 西高岡駅前まで	900	終日		
239		削 除				
246	市道高岡駅 北口東側 1 号線から市 道高岡駅北 口東側 5 号 線まで 市道高岡駅 北口西側ロ ータリー線	高岡市下関町 6-1 高岡駅北口広場入口 同 下関町 4-56 デュオビル北東角交差点 同 下関町 6-1 高岡駅ステーションビル北 側 同 下関町 6-1 高岡駅北口広場出口 を結ぶ区域内の道路	607	終日	バス・タ クシーを 除く	
260	県道福岡停 車場線 市道駅前線	高岡市福岡町下裳 321 福岡駅前から 同 福岡町福岡1086 中央通交差点まで	260	終日		

小矢部市の項第18号を次のように改める。

18	石動駅前広 場	小矢部市石動町11-10 石動駅北東角から 同 石動町11-10 石動駅北西角まで	100	終日		
----	------------	--	-----	----	--	--

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

**県営土地改良事業の工事の完了**

このことについて、次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 113条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成28年 2 月 10 日

富山県知事 石 井 隆 一

地 区	事 業 名	工事完了年月日
古黒部北部	経営体育成基盤整備事業	平成27年 3 月 20 日

**富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施**

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成28年 2 月 10 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 調達物品等の名称及び数量

富山県警察運転免許更新時講習用教本等

ア 運転免許講習用教本 予定数量 140,000部

イ 運転免許講習用副読本 予定数量 140,000部

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成29年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成27年富山県告示第142号）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

### 3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、平成28年2月23日までに入札説明書に定める入札申込書及び教本等各1部を、4(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

平成28年2月10日から同年2月17日までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札書の提出期限

平成28年2月23日午後5時15分

- (4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

### 5 開札の日時、場所等

- (1) 開札の日時 平成28年3月2日 1(1)アに関するもの 午前11時  
1(1)イに関するもの 午前11時30分

- (2) 開札の場所 〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号  
富山県警察本部9階 901会議室

- (3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、平成28年3月1日午後5時15分までに、その旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

#### 6 入札保証金に関する事項

免除とする。

#### 7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札  
(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札  
(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

#### 8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、1部あたりの単価により行う。  
(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した条件を満たすと認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。  
(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関

係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

## 富山県立中央病院電子カルテシステム端末等機器整備業務委託に係る一般競争入札の実施

富山県立中央病院電子カルテシステム端末等機器整備業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

平成28年2月10日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称及び数量  
富山県立中央病院電子カルテシステム端末等機器整備業務 1式
- (2) 委託業務の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 委託期間  
契約締結の日から平成28年9月30日まで
- (4) 委託業務の実施場所  
富山県立中央病院

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平

成27年富山県告示第142号)第1の規定に該当しない者であること。

- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札参加資格において、「A」の等級に格付されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成27年富山県告示第142号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

### 3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号

富山県立中央病院経営管理課経営情報係（医療情報部）

電話 076-491-7164

- (2) 入札説明書の交付方法

平成28年2月10日から同年2月24日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

なお、郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4版が入る返信用封筒（郵便番号、住所及び宛先を明記すること。）に250円分の郵便切手を添付して、前記(1)の機関に申し込むこと。

- (3) 入札書の提出期限

平成28年3月22日 午後5時15分

#### (4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とする。）

#### 5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成28年 3 月 25 日 午前10時

(2) 開札場所 〒 930-8550 富山市西長江二丁目 2 番78号

富山県立中央病院医療交流棟 3 階32会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 4 の(1)の機関に届け出るものとする。

#### 6 入札保証金に関する事項

免除とする。

#### 7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

#### 8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入

札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

## 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Toyama Prefectural Central Hospital Medical Information System Equipments, 1 Set
- (2) Your bid must be delivered not later than 5:15 p.m. on March 22, 2016
- (3) Contact point for notification:  
Address at which the necessary documents and information may be obtained:  
Property Administration Division, Toyama Prefectural Central Hospital 2-78  
Nishinagae 2-chome, Toyama-shi, Toyama Pref, 930-8550, Japan  
Telephone: 076-491-7164

